

令和5年度

第1回芽室町環境審議会議案

日 時 令和5年11月2日(木)午後3時30分

場 所 役場地下第5・6会議室

1 開 会

2 会 長 挨拶

3 報 告 事 項

(1) 第5期芽室町総合計画（環境部門）の評価結果について

(2) 芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について

4 協 議 事 項

(1) 令和6年度実施予定 重点取組事項について

(2) 芽室町地球温暖化防止実行計画策定について

5 そ の 他

6 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	稲垣 輝幸	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	砂金 新一	〃	
〃	大塚 玲奈	〃	
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	横田 聡	北海道農業研究センター 芽室研究拠点	上級研究員
〃	鈴木 昭博	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	東海林 千景	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	池田 敦志	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務担当次長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	生産本部長

施策番号 4-3-1	施策名 景観の保全とクリーンエネルギーの推進	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり			
		政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全			
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	428
	施策関係課	都市経営課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果	
本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用をすすめます。		町民・町内の自然環境	・環境への負荷を低減し、自然環境と景観を保全する				町民が住みやすい快適な生活環境を保全する	
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標
① 芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.0	86.6	88.3	87.9	88.8	95.0以上
② 芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.2	92.1	93.2	92.9	95	95.0以上
③ 公共サインの整備状況	都市経営課(旧建設都市整備課)	か所	34	74	74	77	79	119
④								
成果指標設定の考え方	①美しい景観を維持するための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更)。 ②恵まれた自然環境を保全し次世代に受け継ぐための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更)。 ③公共サインによる景観形成のための成果指標とし、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく目標値を設定。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費(千円)	10,452	13,795	6,402	9,285	9,811
人工数(業務量)	0.5277	0.5058	0.3542	0.3750	0.6167

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度の成果評価(前年度との比較)	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②向上→特段の理由なし、成果指標③向上→計画的な整備
②第5期総合計画前期実施計画の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	①②豊かな自然環境という認識はあるが、一部でごみの散乱や空き地の雑草など、景観を損ねる要因がある状況である。それらに対し、町広報誌による周知や道路の路肩の草刈り(モデル地区選定)など、きめ細かく対応した。 ③公共サインについては、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく整備を進めるが、一部警察協議により設置不可(信号機設置)となったため、目標値には至らないが、それ以外は計画どおりの整備である。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	クリーンめむろ大作戦事業 都市景観啓発・普及事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	●環境調査(大気・水質・悪臭・騒音)の実施 →河川改修工事による影響で一部基準値を満たさない箇所もあるが、例年どおり環境基準を満たしている。 ●生活環境の維持 →広報誌において、野焼き禁止やペット飼育のマナー等について周知・啓発を行った。また、不法投棄の多い地区の草刈りを定期的実施したところ、一定程度の効果が見られた。 ●公共サインの整備 →計画どおりに進めているが、一部住所表記のサイン(信号機設置)について、警察協議で統一したデザイン(緑・茶)での設置は不可となった。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)

担当課 評価	住民意識調査の結果は横ばいであるが、公共サインの整備は計画どおりに進めていることから前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した
 D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《 施策を取り巻く状況 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向け、本町を含む実行委を立ち上げ、地元の機運を高める。 ・国は温室効果ガスの排出を2050年までにゼロにするカーボンニュートラルを表明した。 <p>《 今後の予測 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高襟裳エリアのPR事業の展開により、自然環境や景観の魅力を再認識する契機となる。 ・地球温暖化による気候変動など、再生可能エネルギー活用の重要性は増している。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの地産地消、持続可能なまちづくりを進めてほしい。→ 町民、事業者、町が連携して多様なクリーンエネルギーの活用を図り、持続可能なまちづくりを進める。 ・地球温暖化対策として、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明すべきである。→ (仮称)地球温暖化防止計画(区域施策編)の策定において、具体的な取り組みを決定した後に表明する予定である。 ・街路樹の必要性は理解するが、整備から年数が経過し、大木化していることから、落葉対策や更新計画が必要である。→ 「緑の基本計画」を見直し、街路樹の更新等について、その計画に追加する。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化活動の推進(クリーンめむろ大作戦推進事業、環境審議会運営事業) 地域や各団体に取組む道路・公園等のごみ拾いや清掃活動、花苗植栽活動を支援・推進するとともに、空閑地所有者への草刈り等の環境整備を促すなど、美しい景観づくりを推進する。また、「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量化・資源化に取り組む。 ●地球温暖化対策(新エネルギー推進事業) 国や北海道が進めるゼロカーボン政策等を踏まえ、新エネルギービジョンに代わる新たな計画策定に向けて、町としての考え方や方向性を整理する。 ●公共サイン整備(都市景観啓発・普及事業) 公共サインの住所表記の誘導サインは完了し、今後においては、公共施設名表記の誘導サインの整備を進める。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に「前進した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	環境に対しての取り組みが評価できるところから「前進した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サイン整備について、住み慣れていないとどこに何があるかわからない街のため、どんどん進めてほしい。 ・公共サインの整備を進めるということで、こういったところでコーンを取り入れていくことで、地域ブランディングとして行えるのではないかな。 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した					

施策番号 4-3-1	施策名 景観の保全とクリーンエネルギーの推進	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり			
		政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全			
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	411
	施策関係課	都市経営課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用をすすめます。		町民・町内の自然環境	・環境への負荷を低減し、自然環境と景観を保全する				町民が住みやすい快適な生活環境を保全する
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標
① 芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.0	86.6	88.3	87.9	95.0以上
② 芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.2	92.1	93.2	92.9	95.0以上
③ 公共サインの整備状況	都市経営課(旧建設都市整備課)	か所	34	74	74	77	119
④							
成果指標設定の考え方	①美しい景観を維持するための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②恵まれた自然環境を保全し次世代に受け継ぐための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ③公共サインによる景観形成のための成果指標とし、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく目標値を設定。						

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	10,452	13,795	6,402	9,285
人工数(業務量)	0.5277	0.5058	0.3542	0.3750

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②は微減 →特段の理由なし 成果指標③は向上 →計画的に整備を進めている
②2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①②豊かな自然環境という認識はあっても、一部でごみの散乱や空き地の雑草が伸びているなど、景観を損ねる要因があり、それらに対するきめ細かな対応により、目標達成は見込める。 ③公共サインについては、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく整備を進めるが、一部警察協議により設置不可(信号機設置)となったため、目標は達成できない。
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	クリーンめむろ大作戦事業 都市景観啓発・普及事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	●環境調査(大気・水質・悪臭・騒音)の実施 →河川改修工事による影響で一部基準値を満たさない箇所もあるが、例年どおり環境基準を満たしている。 ●生活環境の維持 →広報誌において、野焼き禁止やペット飼育のマナー等について周知・啓発を行った。また、不法投棄の多い地区の草刈りを定期的実施したところ、一定程度の効果が見られた。 ●公共サインの整備 →計画どおりに進めているが、一部住所表記のサイン(信号機設置)について、警察協議で統一したデザイン(緑・茶)での設置は不可となった。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)

担当課 評価	住民意識調査の結果は横ばいであるが、公共サインの整備は計画どおりに進めていることから前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	

A:実現した B:(前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(前期実施計画策定時と比較して)前進した
 D:(前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	≪施策を取り巻く状況≫ ・日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向け、本町を含む実行委を立ち上げ、地元の機運を高める。 ・国は温室効果ガスの排出を2050年までにゼロにするカーボンニュートラルを表明した。 ≪今後の予測≫ ・日高襟裳エリアのPR事業の展開により、自然環境や景観の魅力を再認識する契機となる。 ・地球温暖化による気候変動など、再生可能エネルギー活用の重要性は増している。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	・エネルギーの地産地消、持続可能なまちづくりを進めてほしい。 ・地球温暖化対策として、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明すべきである。 ・街路樹の必要性は理解するが、整備から年数が経過し、大木化していることから、落葉対策や更新計画が必要である。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化活動の推進(クリーンめむろ大作戦推進事業、環境審議会運営事業) 地域や各団体で取組む道路・公園等のごみ拾いや清掃活動、花苗植栽活動等を支援・推進するとともに、空闲地所有者への草刈り等の環境整備を促すなど、美しい景観づくりを推進する。また、「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量化・資源化に取り組む。 ●地球温暖化対策(新エネルギー推進事業) 国や北海道が進めるゼロカーボン政策等を踏まえ、新エネルギービジョンに代わる新たな計画策定に向けて、町としての考え方や方向性を整理する。 ●公共サイン整備(都市景観啓発・普及事業) 公共サインの住所表記の誘導サインは完了し、今後においては、公共施設名表記の誘導サインの整備を進める。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。公共施設のマイクログリッドについて検討してください。	A:実現した B:(前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(前期実施計画策定時と比較して)前進した D:(前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(前期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	担当課評価、庁内評価同様に、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	・公共サインの整備は進んでいるので、それに比例して町民の方の満足度が上がる取組みを行ってください ・環境整備を今後も続けてください	A:実現した B:(前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(前期実施計画策定時と比較して)前進した D:(前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(前期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策番号 4-3-2	施策名 廃棄物の抑制と適正な処理	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり			
		政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全			
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	428
	施策関係課	農林課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果	
町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。		町民・事業者	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う					快適な生活環境と資源循環型社会の構築	
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標	
① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課(旧住民生活課)調べ	g	384.02	388.05	406.73	413.26	400.31	345.00	
② リサイクル率	環境土木課(旧住民生活課)調べ	%	35.2	34.2	32.8	32.5	32.5	35.0以上	
③									
④									
成果指標設定の考え方	①人口や事業活動に左右されない指標とするため、1人当たりで家庭ごみに限定した成果指標とし、1割削減を目標値として設定。 ②ごみを燃やす・埋め立てる処理方法ではなく、資源化することが重要であることから成果指標とし、現状維持以上を目標値として設定。								

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費(千円)	236,455	221,180	228,116	229,095	230,348
人工数(業務量)	1.1863	0.7012	1.2988	0.9414	1.1739

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度の成果評価(前年度との比較)	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②共に向上 →①はコロナ禍による巣ごもり需要の縮小、②は可燃・不燃ごみ量の減少が主な要因
②第5期総合計画前期実施計画の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	①令和2年7月からレジ袋有料化となり、マイバッグ利用など、それを契機とした周知・啓発活動を実施したが、目標値までの乖離が大きかった。 ②令和2年度策定の「ごみ処理基本計画」推進により、目標は達成した。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	資源ごみ収集処理事業 資源物集団回収支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	●廃棄物の適正処理(可燃・不燃等ごみ収集処理事業) →ごみネット・カラス除けサークルの支給により、収集時のごみ散乱が減少し、住民からの評価は高い。不法投棄監視カメラ設置箇所のポイ捨てごみの減少が見られ、一定の抑止効果はある。 ●廃棄物の抑制(資源ごみ収集処理事業) →広報誌(エコナビ通信)や各イベントでのごみ分別説明コーナーの設置し、正しい分別と資源化についての周知を行っている。また、コンポスター助成事業(芽室町生活環境推進会)の継続により、生ごみの堆肥化を推進している。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	1人1日当たりの家庭から排出するごみの量は減少傾向となり、「ごみ処理基本計画」の推進により、維持したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法改正により、昨年从小売店でプラスチック製レジ袋の有料提供を義務付けとなる。 ・令和9年供用開始に向け、新中間処理施設(新くりりんセンター)整備の検討が進められている。 <p>《今後の予測》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により、ごみ分別や適正排出が困難な世帯が増加することが見込まれる。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の抑制と適正な処理により、持続可能なまちづくりをしてほしい。→町広報誌やSNSなどを活用し、周知啓発を行った。 ・食品ロス削減の推進を望む。→町広報誌で周知啓発を行った。 ・芽室町のごみ分別は難しく、収集不可の判断も厳しい。→ごみカレンダー・ゴミ分別の手引き、町広報誌(エコナビ通信)やSNSなどを活用し、周知啓発を行った。 ・ゴミステーションの形状などを統一してほしい。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> ●「芽室町ごみ処理基本計画」の推進 令和2年度に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量と資源化による環境負荷の低減につなげ、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを進める。 ●農業廃棄物の適正処理の推進 「芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」において、常に見直しを図りながら、引続き適正処理を推進する。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に「維持した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	コロナ禍ということでごみの量が増えてしまうのは仕方のないこと。役場のごみ処理の対策はしっかりしているということから「維持した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションは町内会単位で管理しているものなので、利用するにあたって加入者には何か特典を付けたりして、町内会の加入促進を図れたらいいのではないか。 ・ごみステーションの設置基準について検討していただきたい。 ・可燃ごみを減らすための取組を検討してほしい。 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策番号 4-3-2	施策名 廃棄物の抑制と適正な処理	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり			
		政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全			
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	411
	施策関係課	農林課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。		町民・事業者	・ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う					快適な生活環境と資源循環型社会の構築
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標	
①	1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	g	384.02	388.05	406.73	413.26	345.00	
②	リサイクル率	%	35.2	34.2	32.8	32.5	35.0以上	
③								
④								
成果指標設定の考え方	①人口や事業活動に左右されない指標とするため、1人当たりで家庭ごみに限定した成果指標とし、1割削減を目標値として設定。 ②ごみを燃やす・埋め立てる処理方法ではなく、資源化することが重要であることから成果指標とし、現状維持以上を目標値として設定。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算
施策事業費(千円)	236,455	221,180	228,116	229,095
人工数(業務量)	1.1863	0.7012	1.2988	0.9414

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2021年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input checked="" type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②共に低下 →生活スタイルに変化がなく、ごみ減量や資源化について、高齢化による意欲低下や若年層・転入者等の意識の弱さが主な要因
②2022年度の目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①令和2年7月からレジ袋有料化となり、マイバッグ利用など、それを契機とした周知・啓発活動を実施したが、目標値までの乖離が大きく、目標達成は難しい。 ②令和2年度策定の「ごみ処理基本計画」推進により、目標達成が見込める。
(2) 施策の成果評価に対する2021年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	資源ごみ収集処理事業 資源物集団回収支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	●廃棄物の適正処理(可燃・不燃等ごみ収集処理事業) →ごみネット・カラス除けサークルの支給により、収集時のごみ散乱が減少し、住民からの評価は高い。不法投棄監視カメラ設置箇所のポイ捨てごみの減少が見られ、一定の抑止効果はある。 ●廃棄物の抑制(資源ごみ収集処理事業) →広報誌(エコナビ通信)や各イベントでのごみ分別説明コーナーの設置し、正しい分別と資源化についての周知を行っている。また、コンポスター助成事業(芽室町生活環境推進会)の継続により、生ごみの堆肥化を推進している。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	1人1日当たりの家庭から排出するごみの量は増加傾向にあるが、「ごみ処理基本計画」の推進により、維持したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果					○

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<< 施策を取り巻く状況 >> ・容器包装リサイクル法改正により、昨年从小売店でプラスチック製レジ袋の有料提供を義務付けとなる。 ・令和9年供用開始に向け、新中間処理施設(新くりりんセンター)整備の検討が進められている。 << 今後の予測 >> ・高齢化等により、ごみ分別や適正排出が困難な世帯が増加することが見込まれる。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	・廃棄物の抑制と適正な処理により、持続可能なまちづくりをしてほしい。 ・食品ロス削減の推進を望む。 ・芽室町のごみ分別は難しく、収集不可の判断も厳しい。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

●「芽室町ごみ処理基本計画」の推進 令和2年度に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量と資源化による環境負荷の低減につなげ、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを進める。 ●農業廃棄物の適正処理の推進 「芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」において、常に見直しを図りながら、引続き適正処理を推進する。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	計画策定時から毎年度、家庭ごみの総量は増えているなかでリサイクル率が低下していることや、新たな取組がなされていないことから、後退したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果					
今後の取組に対する意見	5に記載の取組のほか、成果向上に向けた取組について具体的に実施してください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	成果指標から変わらないと判断し、D評価とする。		A	B	C	D	E
		進捗結果					○
今後の取組に対する意見	・町民個々の意識を高めてほしい ・意識向上のために予算を確保し、限られた財源の中で、できることをしっかりやってほしい ・ゴミステーションが、ネットや物置などバラバラであるため、統一してほしい	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (前期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して) 後退した					

■令和5年度実施予定 重点取組事項

【新たな周知の仕組み導入の取組】

新たなツールの導入

町公式 LINE アカウントを活用し、次のツール等を運用しています。

- ①粗大ごみ申込フォーム
- ②落ち葉等回収連絡フォーム
- ③登録者へのごみ収集日通知（プッシュ型）

現在、多くの方に活用いただいているところですが、町広報誌やホームページなどを活用した周知を継続して行い、さらなる活用を進めます。また、政策推進課広報広聴係と連携してフォームの改良等を研究し、利用しやすいフォームづくりを目指します。

ごみに関することはいつでもどこでも簡単に知ることができることが必要と考えています。令和5年度には、新たにこれらの周知ツールを開設する予定です。

また、ホットボイスや問い合わせなどから寄せられるごみに関するよくある質問について、町のホームページに FAQ を創設します。

<導入予定のツール>

- ごみ分別方法の LINE 検索機能の導入
- 町 HP 内での FAQ の創設

【事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討】

町が取り扱うごみ（一般廃棄物）は、家庭から排出されるごみだけではなく、事業者が排出するごみ（事業系一般廃棄物）も含まれ、十勝管内のごみ処理を一括して担っている十勝圏複合事務組合へ支払う負担金には、双方のごみの排出量が算定基礎となっています。

そのため、家庭ごみだけではなく、事業者が排出するごみの量を削減することも重要となっています。

11月中旬に開催の十勝管内ごみ担当係長が構成する検討会議において、当町から管内市町村に対し事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組について話題提供し、意見交換を行う予定です。その中で各自治体から出された制度内容の情報などを参考にすると共に、旭川市では、ごみ減量等を積極的に行っている事業所を優良事業所として認定する制度を設けるなど、先進自治体の取り組みを参考に、事業者がごみ減量に取り組むための新たな制度設計に向けた準備を進めます。

【事業者との連携によるごみ削減の取組】

町が取り扱うごみ（一般廃棄物）は、家庭から排出されるごみだけではなく、事業者が排出するごみも対象となることから、事業者との連携は必須です。

今後、飲食店の食品ロス削減への取組に向けて、商店会・飲食店と意見交換を行い、いただいた意見をもとに取り組み可能であるものから事業者との連携を相互理解のもとで進めていきます。

【食品ロス削減の推進】

家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品は、ごみとして廃棄されますが、その量はごみの割合の多くを占めています。

事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品をムダにしない取組を進めることが重要です。

現在、北海道が食品ロス削減計画を策定していますが、芽室町内における食品ロス削減取組の実態を把握するために、商店会および食品加工会社への食品廃棄等の取組みなどを調査・意見聴取する準備を進めます。また、他自治体の取組事例等を参考にしながら、芽室町の実態に合わせた食品ロス削減計画を令和6年度中に策定します。

■ 施策の展開

基本理念(第5期芽室町総合計画における施策) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

基本方針1
資源の循環的な
利用促進

基本方針2
ごみの
発生抑制の促進

基本方針3
適正排出・
適正処理の促進

■ 重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

- 小型電子機器リサイクルの推進
- 資源物集団回収事業の推進
- 新たな周知の仕組み導入への取組

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度の検討

3 ごみ減量の取組

- 事業者との連携等によるごみ削減の取組
- 食品ロス削減の推進

4 その他の取組

- 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

■ 継続取組事項

1 適正排出の周知・啓発

2 ごみの計画的な収集・運搬

3 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組

4 災害時におけるごみ処理対策

■計画期間における重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

容器包装リサイクル法や使用済み小型家電リサイクル法の施行などにより、リサイクルの取組みが拡大しました。

本町では、平成15年度から資源ごみの分別に取り組んでいるところですが、正しく分別することで資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やせないごみ」に混入している状況も多く見られます。

捨ててしまうのではなく、再利用により有効に活用できる資源ごみを適正に分別・排出することに特に重点を置き、燃やせないごみや粗大ごみなどで排出される小型電子機器の回収・資源化に積極的に取り組みます。

また、市街地町内会連合会や資源物回収事業者との連携を強化し、地域における資源物回収の取組を支援します。

【重点取組事項】

(1) 小型電子機器リサイクルの推進（重点取組年度：令和3年度）

レアメタルなどの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の確保を目的に、平成25年4月、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本町でも小型電子機器の回収に取り組んでおり、ごみ分別の手引きや広報誌などで周知を行っているところですが、他自治体と比べて回収量が少ない状況にあります。

小型電子機器を回収することによって資源リサイクルにつながり、その結果、燃やせないごみや粗大ごみの排出が減少することから、ごみの最終処分量が削減されることとなります。

リサイクルによる資源化を目指す本町としては、積極的な周知等により、回収量の増加に向けて取り組みます。

(2) 資源物集団回収事業の推進（重点取組年度：令和3年度）

町内会等による資源集団回収は、平成12年4月1日から制度化したものであり、現在、多くの町内会等が取り組んでいるところです。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることでリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。

引き続き資源集団回収助成金の交付や回収業者への支援を継続し、対象を町内会等だけでなく、少年団をはじめ他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

■資源物集団回収事業助成金について

本事業については、町内会や子ども会、老人会、地域女性団体など毎年約80団体が資源物集団回収事業に取り組んでいます。

資源物を回収した団体には、回収した量により1kgあたり5円の助成金を交付しています。また、本事業では事業者に対しても助成金を交付しており、回収した量により1kgあたり4円の助成金を交付しています。

【資源物回収の対象品目】(6品目)

新聞紙	書籍・雑誌	段ボール
紙パック	アルミ缶	リターナルビン

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組(重点取組年度:令和4年度)

資源物の再利用を図るためには、適正な分別や排出を行うことが不可欠です。

多くの方がスマートフォンやタブレットを保有している現在のライフスタイルでは、ごみの分別方法を手軽に検索できることが必要と考えます。このことから、これらのメディアを活用してFAQの創設やごみ分別検索ツールの検討・導入を図ります。

【具体的な取組事項】

●FAQの創設に向けた検討

ごみ分別・排出で分からないことや町民から多く相談が寄せられる事項を回答集(FAQ)としてまとめるなど、他自治体の事例等も参考に分かりやすい仕組みを検討します。

●ごみ分別検索ツールの導入に向けた検討

分別アプリをはじめ、他自治体で導入している事例等を参考にしながらスマートフォンやタブレット、パソコンなどでも検索できる仕組みの導入を検討します。

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行ってごみの減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において、適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないと定められています。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として、分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

【重点取組事項】

(1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討

(重点取組年度:令和5年度)

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

さらに、事業者によるごみ資源化・減量化の取組は、自ら排出するごみを削減するだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を削減することをできる要素も持っています。

このことから、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など新たな仕組みを創設し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。

3 ごみ減量の取組

生活する上で、ごみは必ず生じるものですが、ごみの量を減らすことは家計への負担を減らすことにもつながります。分別できる物をそのまま捨ててしまう、まだ食べられる物を捨ててしまうなどは、工夫することによってごみの総量を減らすことができます。

1人ひとりが、ほんの少しのごみを削減することを意識し、行動につなげていくためにさまざまな普及啓発に取り組みます。

また、そもそもごみとなる物を出さないことがごみ減量化への道ですが、そのためには町民の排出抑制の取組に加え、商品等を提供する事業者の協力が不可欠です。

新たな方策等の実現に向けて、事業者と連携しながら、ごみの排出抑制を図ります。

【重点取組事項】

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

(重点取組年度：令和3～4年度)

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

全ての包装等をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動(※1)」「宴会五箇条(※2)」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

【用語解説】

※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

※2 宴会五箇条

全国おいしい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

① 適量注文 ② 幹事さんからの食べきる声かけ ③ 30・10運動

④ 食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤ 最終的に食べきれなかったものはお店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

(2) 食品ロス削減の推進（取組年度：令和4年度）

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関などでもさまざまな取組を始めています。

また、食品ロス削減推進法の中で、国の基本方針や都道府県が策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村において食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるよう規定されており、北海道が令和2年度に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内においても関係部署において共通認識を図ります。

また、他自治体の取組事例などを参考にしながら、北海道食品ロス削減推進計画を踏まえた食品ロス削減推進計画を策定します。

【事業の取組事項と取組年度】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小型電子機器リサイクルの推進	→	→	→	→	→	→
資源物集団回収事業の推進	→	→	→	→	→	→
新たな周知の仕組み導入の取組	→	→	→	→	→	→
事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討	→	→	→	→	→	→
情報媒体やイベントを活用した普及啓発	→	→	→	→	→	→
事業者との連携等によるごみ削減の取組	→	→	→	→	→	→
食品ロス削減の推進	→	→	→	→	→	→

→ …重点取組時期

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討（取組年度：令和6年度）

資源ごみについて、本町ではプラスチック製容器包装類・紙製容器包装類・ペットボトル・ガラスびん・缶類を、5色10種類の色付き指定ごみ袋を活用して分別収集しています。これは平成15年度の開始当初から行っている方法ですが、資源ごみを搬入する十勝リサイクルプラザを使用する市町村のうち、色付き指定ごみ袋を採用している自治体は本町のみとなっています。

制度開始から15年以上が経過し、色付き指定ごみ袋による分別が浸透している一方、他自治体から転入する方も多くなり、この分別方法に慣れないという声も聞いているところです。色付きごみ袋による分別収集のメリットもある一方で、負担を感じるといった不満の声も寄せられています。

●色付き指定ごみ袋のメリット

- 町民の皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする
- 収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

●色付き指定ごみ袋のデメリット（町民からの声）

- 購入する袋の種類が多い（たくさん色付きごみ袋を買わなければならない）
- 他の自治体は市販のごみ袋など、どのようなごみ袋でも回収するが、芽室町は色付きごみ袋でなければ回収しないのでお金をかけて購入することに負担感を感じる。

上記のメリットやデメリットを踏まえ、どのような分別収集方法としていくのかを改めて検討し、令和5年度までに方向性を決定します。

なお、検討にあたっては、町民の皆さんから広く意見を聴きながら進めます。

【検討スケジュール】

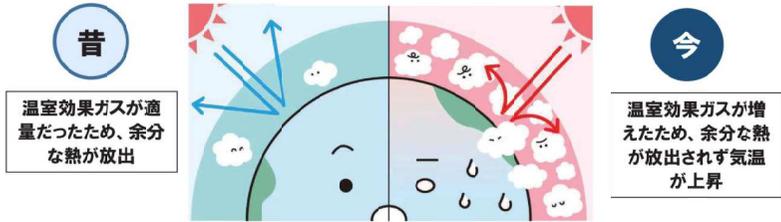
	R3	R4	R5	R6
収集体制の現状分析等	→			
町民からの意見聴取 (アンケート等)		→		
ごみ収集事業者との意見交換		→		
資源ごみ収集体制の方向性の決定			→	
検討後のごみ収集体制開始				→

将来の人たちが安心して暮らせる未来を

～地球温暖化を防ぐためにわたしたちができること～

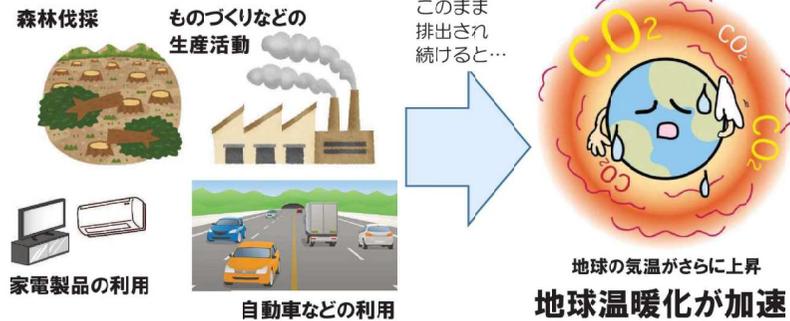
地球温暖化とは

地球の周りはずっと温室効果ガスに覆われており、それにより地球の保温と余分な熱の放出のバランスが保たれていました。

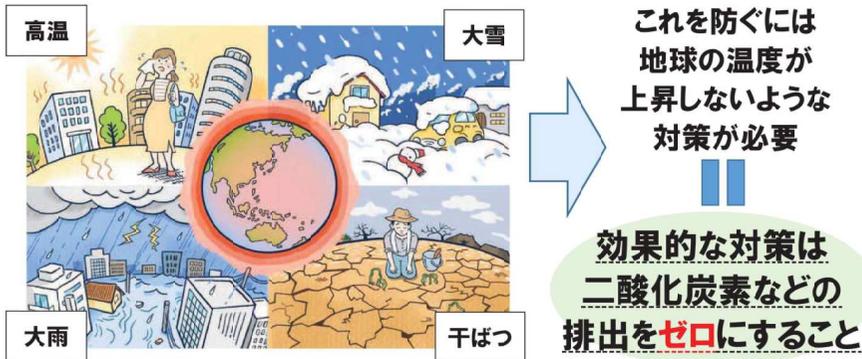


現代は多くの二酸化炭素などが排出される時代に...

(二酸化炭素などが排出される要因)



さらに温暖化が進むと... 異常気象などによる影響もさらに大きくなりわたしたちの暮らしにも大きな影響が



ゼロカーボン = 二酸化炭素の排出量と森林等による吸収量を差し引きゼロにすること

国は **2050年**までにゼロカーボンを達成すると宣言

芽室町も **2050年**までのゼロカーボン達成を目指す



<ゼロカーボンにつながる取組>



地域が一体となって取り組むための計画を策定します 芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)

町では令和5年度から令和6年度にかけて、地域が一体となってゼロカーボンに取り組むための計画を策定します。計画策定にあたって、町民の皆さんの現在の暮らしの状況やゼロカーボンに対する思いなどを把握したいと考え、今回アンケート調査を実施します。計画を策定するための大切な資料となります。ぜひ、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地球温暖化防止実行計画とは

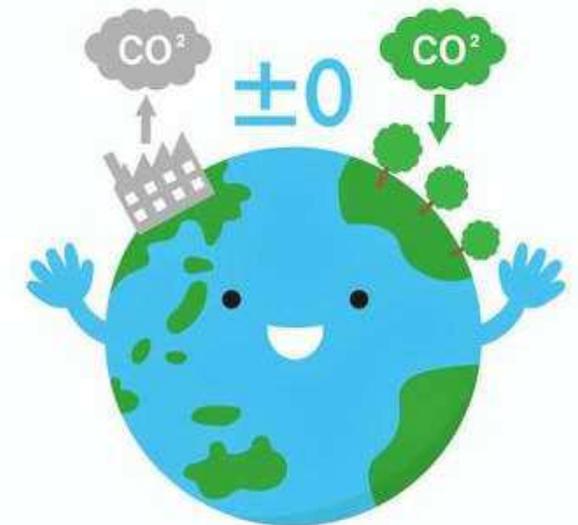
➡ 温室効果ガス排出量削減を地域全体で推進するための総合的な計画

【計画の概要】

計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定める。

温室効果ガス排出量削減等を行うための施策として

- ・再生可能エネルギーの導入
 - ・省エネルギーの促進
 - ・公共交通機関利用者の利便性増進
 - ・廃棄物発生抑制等循環型社会の形成 など
- 関連する事項について定める。



■ 根拠法令

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(地方公共団体等実行計画)

第21条 1・2 -略-

3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

＜地球温暖化対策に関する法律のつづき＞

4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)

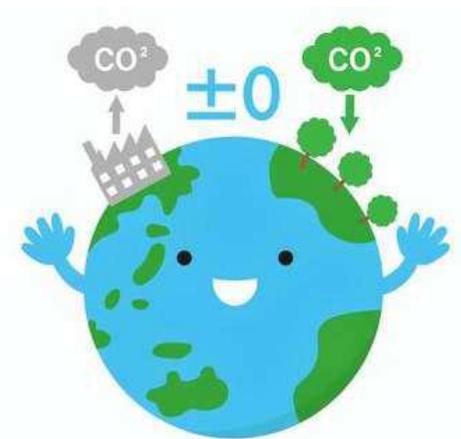
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

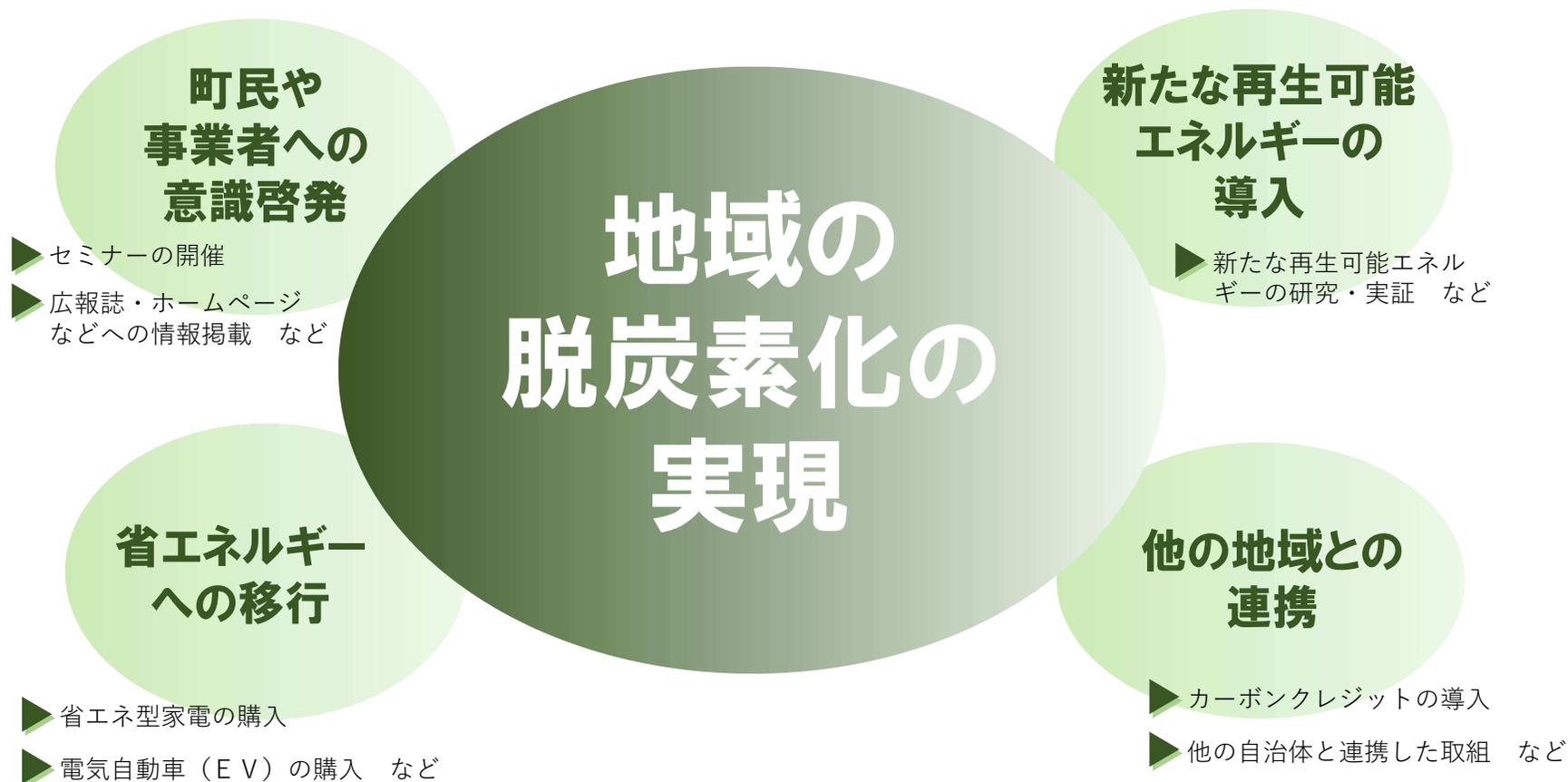
五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

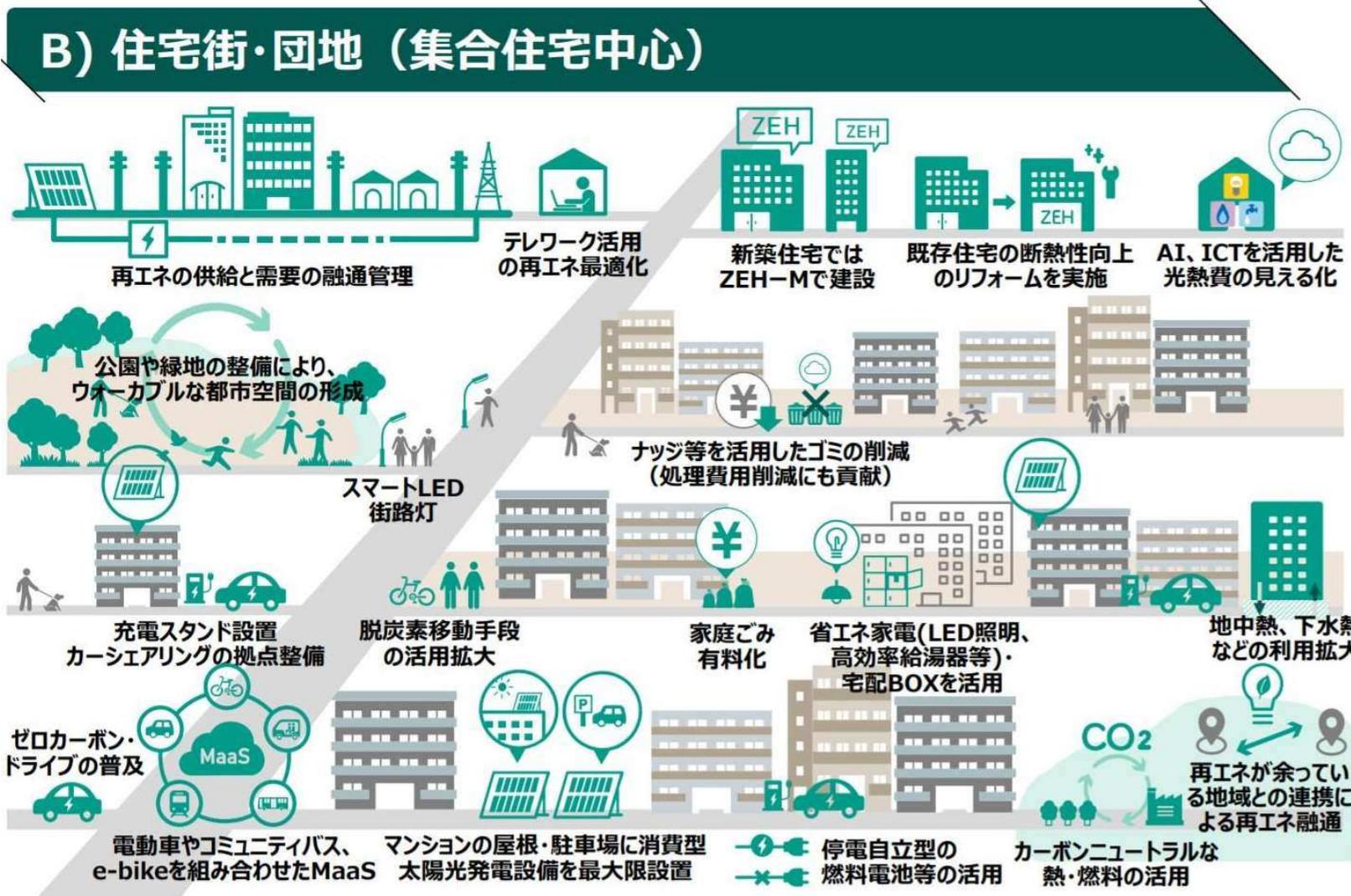
ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



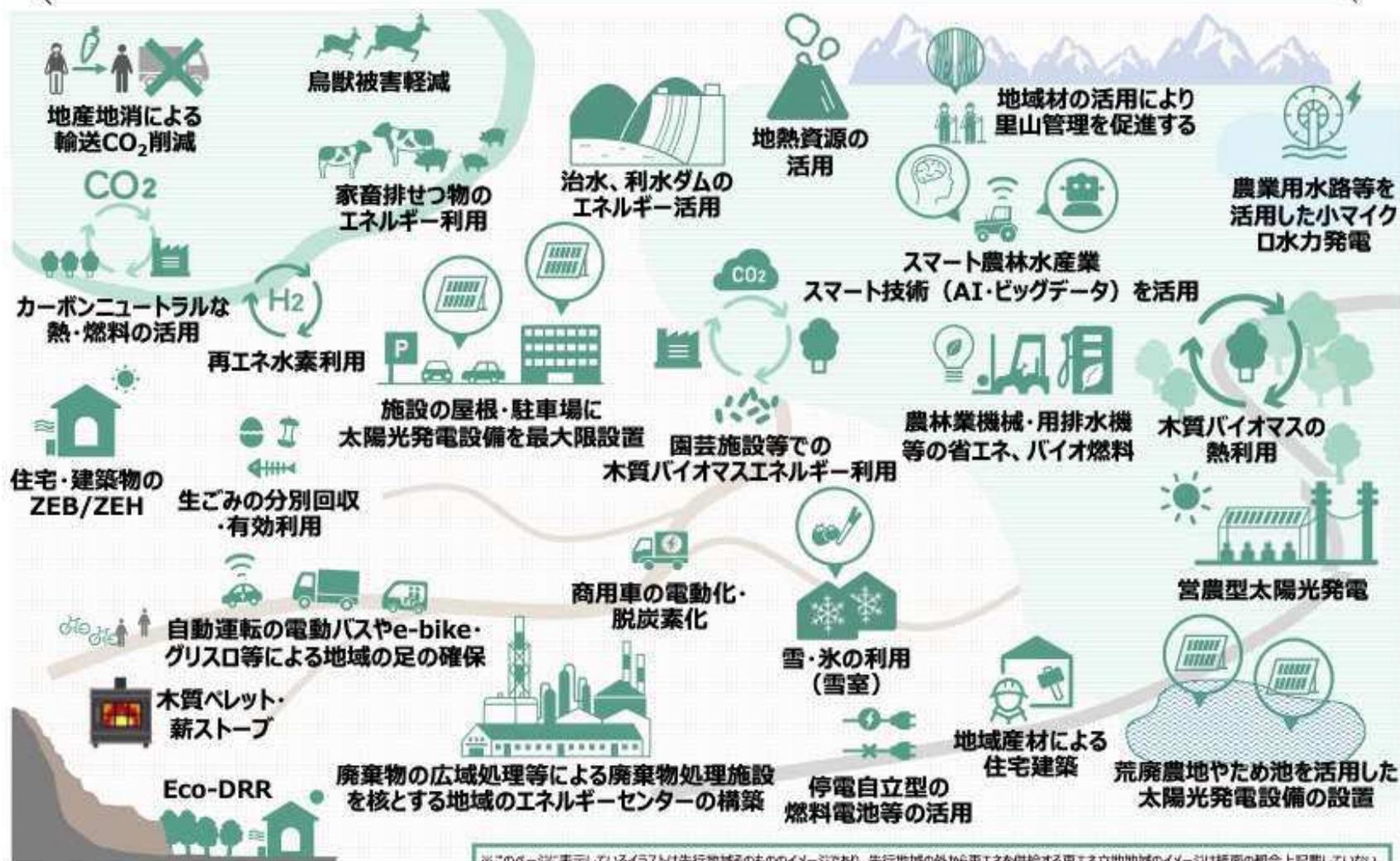
■ 脱炭素のイメージ(一般的な脱炭素シナリオ)



○地域脱炭素化のイメージ（環境省「地域脱炭素ロードマップ(概要版)抜粋」）



F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）



※このページに表示しているイラストは先行地域そのもののイメージであり、先行地域の外から再エネを供給する再エネ地地域のイメージは画面の都合上記載していない。

■地球温暖化防止実行計画(区域施策編)策定に向けて

■地域脱炭素戦略策定調査業務委託の概要 (計画策定にあたっての調査業務)

○基本的事項・背景の整理

- ・気候変動の影響や地球温暖化対策を巡る世界・国内の動向などを整理
- ・芽室町の特徴(地域概要、気象状況、人口・世帯数、地域産業動向)など
- ・計画期間、推進体制

○温室効果ガス排出量の要因分析・推計

- ・基準年度(2013年度)、直近年度の排出量の整理、試算(部門・分野別)
- ・2030年度、2050年度の排出量の推計

○アンケート作成・分析

- ・町民事業者を対象に再エネ等の理解度や、エネルギー利用状況などの調査を実施(町民:18歳以上・1,000人程度、事業者:150社程度)

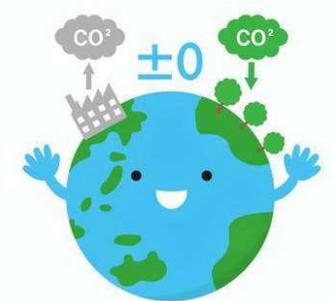
■地域脱炭素戦略策定調査業務委託の概要<つづき> (計画策定にあたっての調査業務)

○将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討

- ・アンケート調査の結果などを踏まえた将来ビジョンを検討。
- ・2030年度までに段階的に到達すべき中間目標を定める。
- ・温室効果ガス排出量の推計結果より削減目標を設定し、目標達成に向けた脱炭素シナリオを作成。

○温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- ・削減目標を達成するための具体的な政策方針や重要施策構想を検討、作成。



芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会

ステークホルダー

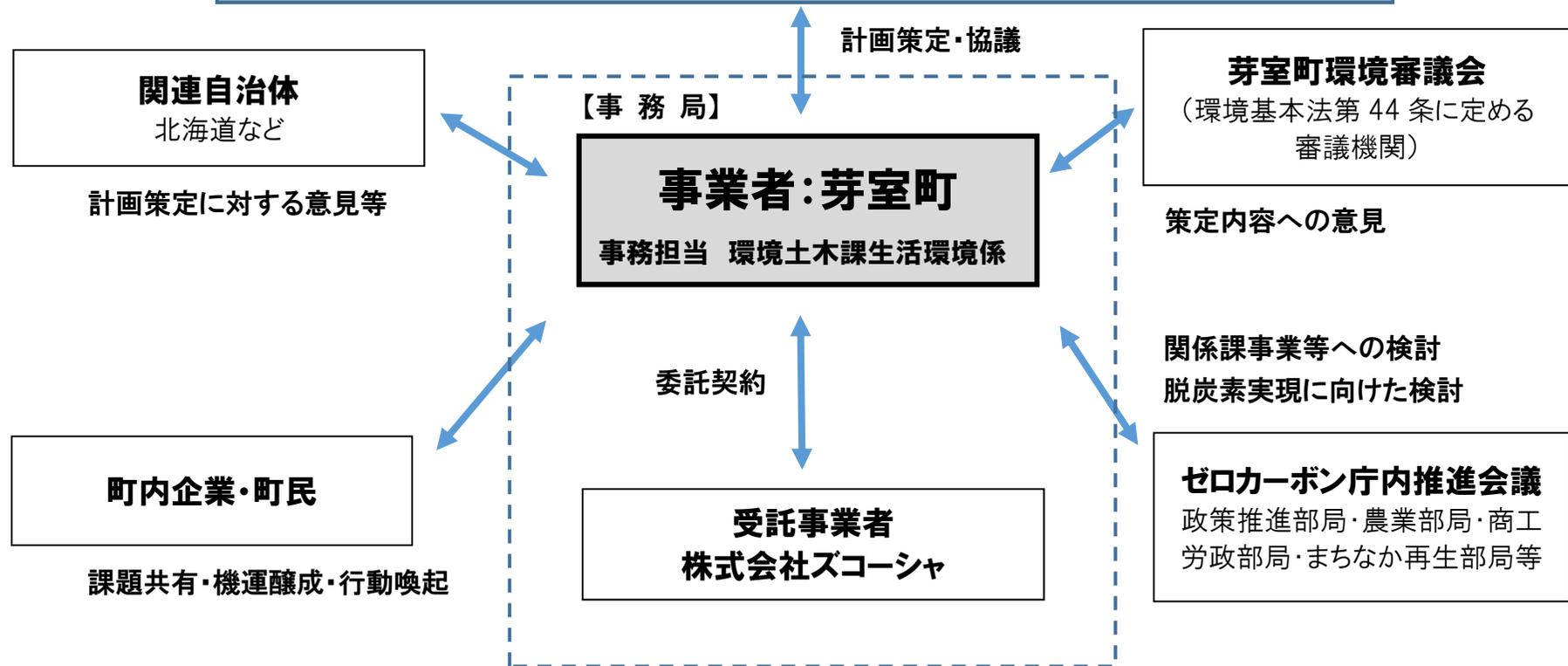
町内企業、地域金融機関、JA、商工会、消費者協会、建設業協会、建築協会、森林組合、生活環境推進会、町内会連合会、町民

有識者等

学識経験者、農業関連
国・道機関

アドバイザー

環境省北海道地方環境事務所
北海道(十勝総合振興局)
地方独立行政法人
北海道立総合研究機構



令和5年度地球温暖化対策事業 実施スケジュール

区分	2023年									2024年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域脱炭素戦略策定（計画策定を含む）												
補助事業交付申請・実績報告												実績報告
契約・完了検査・支払い												
基本事項・背景の整理												完了検査等・支払い
温室効果ガス排出量の推計・要因分析												
アンケート実施・分析												
再エネ導入を見据えた将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討												
温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の作成												
地域脱炭素の実現を目指した計画策定												
策定委員会の開催												
環境審議会の開催												
関係課との調整等												
庁内体制の構築・推進												
組織体制検討												
実施要領、関連要綱等作成												
会議開催												
庁内管理（進行管理等）												
燃料使用量・再エネ導入量等調査												
各課からの事業等の掘り起こし（作業依頼）												

各課事業推進の協議・検討		R6実行計画に向けた調整等		R7以降実施に向けた調整等	
--------------	--	---------------	--	---------------	--